

畜 第 6 7 号  
平成 28 年 4 月 15 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御協力と御理解を賜り感謝いたします。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成 26 年 10 月 24 日付け 26 消安第 3377 号消費・安全局長通知，以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対して指導いただいているところです。また、本年 2 月には「豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について」（平成 28 年 2 月 25 日付け畜産課長通知）により、改めて傘下会員等に対する御指導をお願いしてきたところです。

現在、本県の発生状況は、平成 27 年 10 月以降、17 農場での発生を認め、うち 3 農場は非発生農場へ復帰（症状消失を確認してから 8 週間が経過した農場，4 月 15 日現在）しています。また、全国的な発生状況については、定期的に農林水産省ホームページにおいて情報が提供されております。

については、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成 28 年 4 月 15 日付け畜産課長通知）に基づく指導の機会を利用し、特に下記に留意し、傘下会員等に対する防疫措置の指導を再度徹底していただくようお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底及びワクチンの徹底使用について

本病の防疫対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底とワクチンの適正使用が基本となるが、ワクチンの効果は、感染予防ではなく、子豚の発症の阻止及び症状の軽減であり、良好な畜舎環境の維持、ウイルスの侵入防止及びウイルス量の低減措置がより重要であること。（マニュアルの 7 関係）

2 畜産関係施設における対策の徹底

畜産関係施設（と畜場，家畜市場，死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）においては、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両，作業車等の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両，靴底，手指，運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施すること（マニュアルの 4 の（3）の②関係）

鹿児島県農政部畜産課  
家畜衛生係 米丸・浜崎  
TEL 099-286-3224  
FAX 099-286-5599

